

## 会津若松市開発許可申請等の手続要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「規則」という。）並びに都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例（平成19年会津若松市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に際し、開発許可申請等の手続事務に係る必要な事項を定めるものとする。

### (提出先)

第2条 この要綱に定める申請書、届出書等の提出先は、別に定めるものを除き、市とする。

2 申請書、届出書等の提出部数は、別に定めるものを除き、正本1部及び副本1部とする。

### (事前協議)

第3条 市は、開発行為又は建築行為等の許可申請をしようとする者に対し、会津若松市開発指導要綱その他関係規程に基づき、事前協議を行うよう指導するものとする。

2 事前協議をしようとする者は、開発行為又は建築行為等事前協議書（様式1）に必要な図書を添付して提出しなければならない。ただし、対象となる行為が関係部局との協議を必要とする場合は、対象となる関係部局の数を加えた部数を提出するものとする。

### (公共施設管理者の同意等)

第4条 市が管理する公共施設について、法第32条第1項による公共施設管理者の同意の申請をしようとする者は、法第32条第1項の規定に基づく同意願出書（様式2）に必要な図書を添付して提出しなければならない。ただし、対象となる行為が関係部局との協議を必要とする場合は、対象となる関係部局の数を加えた部数を提出するものとする。

2 市が管理することとなる公共施設について、法第32条第2項による公共施設管理予定者との協議をしようとする者は、法第32条第2項の規定に基づく協議書（様式3）に必要な図書を添付して提出しなければならない。ただし、対象となる行為が関係部局との協議を必要とする場合は、対象となる関係部局の数を加えた部数を提出するものとする。

### (開発許可申請)

第5条 法第29条第1項又は第2項の規定による開発許可の申請をしようとする者は、開発許可申請書（様式4）に必要な書類（様式2、3及び様式5から14まで並びに別表1に掲げる必要書類）、図書等（別表2）及びその他許可権者が必要とする書類を添付して提出しなければならない。

### (開発行為の協議)

第5条の2 法第34条の2の規定による開発行為の協議をしようとする者は、開発行為協議書（様式4の2）に必要な書類（様式2、3及び様式5から14まで並びに別表1に掲げる必要書類）、図書等（別表2）及びその他許可権者が必要とする書類を添付して提出しなければならない。

(工事着手届出)

第6条 開発許可(法第34条の2の規定による協議が成立することをもって開発許可があったものとみなす場合を含む。以下「開発許可」という。)を受けた者が当該許可に係る工事に着手したときは、工事着手届出書(様式15又は様式15の2)に主要な工事の工程表を添付して、1部提出しなければならない。

(開発標識の掲出)

第7条 開発許可を受けた者は、当該開発区域内の見やすい所へ開発標識を工事開始時から終了までの間掲示しておかななければならない。

(災害等発生届出)

第8条 開発許可を受けた者は、工事施行にあたって災害等が発生したときは、災害等発生届出書(様式16)に次の書類を添付して、1部提出しなければならない。

- 一 現況図
- 二 現況写真
- 三 状況を把握するのに必要な図書

(報告書)

第9条 開発許可を受けた者は、工事施行中、当初の予想と著しく相違した土質地盤に遭遇したときは、予想外地盤報告書(様式17)に次の書類を添付して、1部提出しなければならない。

- 一 現況図
- 二 造成計画平面図等状況を把握するのに必要な図書

(工事施行状況)

第10条 開発許可を受けた者は、工事の施行状況について写真、資料等を常に整備し、市より指示のあった場合又は必要に応じて報告を行わなければならない。

(既存の権利の届出)

第11条 法第34条第13号の規定による既存の権利を届け出ようとする者は、既存の権利の届出書(様式18)に次の書類を添付して、1部提出しなければならない。

- 一 土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を証する書類
- 二 農地である場合は、農地転用許可書の写又は農地転用届出書の写

(公共施設管理者の変更同意等)

第12条 市が管理する公共施設について、法第32条第1項による公共施設管理者の変更同意の申請をしようとする者は、法第32条第1項の規定に基づく変更同意願出書(様式19)に必要な図書を添付して提出しなければならない。ただし、対象となる行為が関係部局との協議を必要とする場合は、対象となる関係部局の数を加えた部数を提出するものとする。

2 市が管理することとなる公共施設について、法第32条第2項による公共施設管理予定者との変更協議をしようとする者は、法第32条第2項の規定に基づく変更協議書(様式20)に必要な図書を添付して提出しなければならない。ただし、対象となる行為が関係部局との協議を必要とする場合は、対象となる関係部局の数を加えた部数を提出するものとする。

(変更許可申請)

第13条 法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更許可の申請をしようとする者は、

開発行為変更許可申請書（様式21）に次の書類を添付して提出しなければならない。

- 一 変更前後対照表（様式22）
- 二 工事の施行状況を記載した図書
- 三 変更に係る新旧対照図及び必要となる図書

（開発行為の変更協議）

第14条 法第35条の2第4項で準用する法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の協議をしようとする者は、開発行為変更協議書（様式21の2）に次の書類を添付して提出しなければならない。

- 一 変更前後対照表（様式22）
- 二 工事の施行状況を記載した図書
- 三 変更に係る新旧対照図及び必要となる図書

（変更届出）

第15条 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更を届け出ようとする者は、遅滞なく開発行為変更届出書（様式23又は様式23の2）に必要となる設計図書を添付して、1部提出しなければならない。

（工事完了届出）

第16条 法第36条第1項の規定による開発許可に関する工事又は公共施設に関する工事を完了したときは、工事完了届出書（様式24又は様式24の2）又は公共施設工事完了届出書（様式25）に次の書類を添付して、1部提出しなければならない。

- 一 工事完了届出書
  - ア 工事完了図（出来高図）
  - イ 地積測量図
  - ウ 写真（工事施行前後及び工事施行中のもの）
- 二 公共施設工事完了届出書
  - ア 公共施設工事完了図（出来高図）
  - イ 新旧公共施設地積測量図
  - ウ 写真（工事施行前後及び工事施行中のもの）

（工事完了公告前の建築等承認申請）

第17条 法第37条第1号の規定による工事完了公告前の建築等の承認申請をしようとする者は、工事完了公告前の建築等承認申請書（様式26又は様式26の2）に次の書類を添付して提出しなければならない。

- 一 位置図及び区域図
- 二 現況図及び現況写真
- 三 建築物等の配置図、平面図及び立面図
- 四 工程表
- 五 その他必要に応じ指示する図書及び図面

（工事廃止届出）

第18条 法第38条の規定による開発行為に関する工事の廃止を届出ようとする者は、開発行為に関する工事の廃止届出書（様式27）に次の書類を添付して、1部提出しなければならない。

- 一 工事を廃止した理由書
- 二 廃止時における当該土地の状況を表した図書
- 三 廃止に伴う措置状況を表した図書

(公共施設の費用負担協議)

第19条 法第40条第3項の規定による市街化区域内の主要公共施設の帰属に係る費用負担を市に求めようとする者は、工事完了公告から3ヶ月以内に、費用負担の協議申請書(様式28)を提出しなければならない。

(建築等の特例許可申請)

第20条 法第41条第2項ただし書の規定による建築物の形態制限の解除の申請をしようとする者は、建築物の特例許可申請書(様式29)に次の書類を添付して提出しなければならない。

- 一 位置図及び区域図
- 二 現況図及び現況写真
- 三 建築物等の配置図、平面図及び立面図
- 四 建築しなければならない理由書
- 五 その他必要に応じ指示する図書及び図面

(予定建築物等以外の建築等許可申請)

第21条 法第42条第1項ただし書の規定による予定建築物以外の建築等の許可を申請しようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書(様式30)に次の書類を添付して提出しなければならない。

- 一 開発行為又は建築行為等事前協議書に添付した図書及び図面
- 二 別表1に掲げる図書及び図面
- 三 その他必要に応じ指示する図書及び図面

(予定建築物等以外の建築等の協議)

第22条 法第42条第2項の規定による協議をしようとする者は、予定建築物以外の建築等協議書(様式30の2)に前条の書類を添付して提出しなければならない。

(市街化調整区域における建築等許可申請)

第23条 法第43条第1項の規定による建築等許可の申請をしようとする者は、市街化調整区域における建築等許可申請書(様式31)に次の書類を添付して提出しなければならない。

- 一 開発行為又は建築行為等事前協議書に添付した図書及び図面
- 二 別表1に掲げる図書及び図面
- 三 境界確認証明図の写
- 四 給排水施設計画平面図
- 五 水利計算書(流量計算書)
- 六 土地の登記事項証明書によって建築に関する権原を有することを証明できないときは、当該権原を有すること又は取得見込みであることを証する書類
- 七 その他必要に応じ指示する図書及び図面

(市街化調整区域における建築等の協議)

第24条 法第43条第3項の規定による協議をしようとする者は、市街化調整区域における

建築等協議書（様式31の2）に前条各号の書類を添付して提出しなければならない。

（建築標識の掲出）

第25条 法第43条第1項の規定による建築許可（法第43条第3項の規定による協議が成立することをもって建築許可があったものとみなす場合を含む。）を受けた者は、建築現場の見やすい場所に建築標識を当該工事に着手する日から完了するまでの間掲示しておかなければならない。

（特定承継の承認申請）

第26条 法第45条の規定による地位の承継の承認申請をしようとする者は、地位の承継承認申請書（様式32）に次の書類を添付して提出しなければならない。

- 一 土地の所有権、工事施行に関する権原を取得したことを証する書類
- 二 承継人が法人の場合には、法人の登記簿謄本
- 三 承継人の資力信用調書（様式7）（自己居住用及び1ha未満の自己業務用を除く。）
- 四 承継人の納税証明書（自己居住用及び1ha未満の自己業務用を除く。）

（開発登録簿写の交付申請）

第27条 法第47条第5項の規定による開発登録簿の写の交付を求めようとする者は、開発登録簿写の交付申請書（様式33）を、1部提出しなければならない。

（開発行為又は建築行為に関する証明）

第28条 規則第60条の規定による証明書の交付を求めようとする者は、開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書（様式34）に建築確認申請書の写及び都市計画法の規定に適合していることを表す書類を添付して提出しなければならない。

（区域指定に関する届出等）

第29条 条例第3条第2項の規定による区域指定の申し出をしようとする者は、区域指定申出書（様式35）、地区計画の素案（様式36）及び区域内の地権者等一覧表（様式37）を提出しなければならない。

（手数料）

第30条 この要綱に定める開発許可等の申請のうち、会津若松市手数料条例（昭和43年会津若松市条例第5号）別表2の7都市計画法関係の表に掲げる申請をしようとする者は、同表金額の欄に定める額を現金で、申請時に支払わなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別表1) 法第34条各号に関する申請に必要な書類

号番	対象となる開発行為又は建築行為等	書類等名
1号	日常生活のために必要な物品の販売、加工、修理等を営む店舗等	① 日常生活に必要な店舗等の建築に関する理由書 ② 周辺建築物用途別現況図（市街化区域から道程でおおむね1km以上で、半径500mの円内に概ね50戸以上の人家が存する既存集落（以下「既存集落」という。）の範囲内又は自動車修理工場等必要な場合においては、半径1kmの円内に概ね250戸以上の人家が存する既存集落の範囲内であることを証するもの。） ③ 事業計画書 ④ 販売、加工、修理等の業務の内容（商品名、作業内容、規模、計画する販売対象区域等）を説明する書類 ⑤ 営業を実施する旨の誓約書
	主として周辺地域において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物	（社会福祉施設） ① 立地を予定している地域の需要を考慮した規模であることを明示した事業計画書 ② 位置図（市街化区域から道程でおおむね1km以上で、半径500mの円内に概ね50戸以上の人家が存する既存集落の範囲内、又は既存集落の外縁からおおむね1km以内にあり、幅員6mの公道に接続していることを証するもの。） ③ 設置及び運営が厚生労働省の定める基準に適合していることを証する書類 ④ 入所系施設にあっては、主として当該開発区域周辺の市街化調整区域に居住している者、その家族及び親族が入所するためであることを証する書類  （医療施設） ① 事業計画書 ② 位置図（既存集落の範囲内、又は既存集落の外縁からおおむね1km以内にあり、幅員6mの公道に接続していることを証するもの。）  （学校） ① 事業計画書 ② 位置図（既存集落の範囲及び幅員6mの公道に接続していることを証するもの。） ③ 主として当該開発区域周辺の市街化調整区域に居住している者が利用するものであることを証する書類
2号	鉱物資源、観光資源等の有効な利用上必要な建築物等	（鉱物資源等） ① 事業計画書（利用目的、利用方法、利用対象等） ② 資源の埋蔵、分布等の状況を示す図面 ③ 採掘権等を証する書類の写

		(観光資源・その他の資源) ① 事業計画書 (利用目的、利用方法、利用対象等) ② 観光資源等との位置関係を表した書類
3号	温度、湿度、空気等特別の条件を必要とする事業に必要な建築物等	政令が未制定のため許可されるものは無
4号	農林漁業用施設、農林水産物の処理、貯蔵、加工に必要な建築物等	① 事業計画書 (利用目的、利用方法、利用対象等) ② 生産地との関係及び取扱量に関する説明資料
5号	農林漁業等活性化基盤施設である建築物等	農林漁業等活性化基盤施設であることを説明する書類
6号	中小企業の事業共同化、集団化のための建築物等	① 事業計画書 ② 全体計画図 ③ 組合結成の状況を説明する書類
7号	既存の工場と密接な関連を有する建築物等	① 事業計画書 ② 既存工場及び申請工場に関する説明書類 (業種、業態、工程、原料、製品名) ③ 両工場の作業工程における取引高等の関連の説明書類 ④ 両工場間の取引高及び全体との比率に関する説明書類 ⑤ 原材料、製品等の輸送計画等を説明する書類
8号	危険物の貯蔵、処理に供する建築物等	① 事業計画書 ② 周辺建築物用途別現況図 (半径 500m以内の範囲のもの) ③ 火薬の種類、数量を説明する書類 ④ 火薬類取締法による許可書の写
9号	特殊な建築物等 (沿道サービス施設等)	① 事業計画書 ② 周辺建築物用途別現況図 (半径 500m以内の範囲のもの) ③ 沿道サービス施設にあつては、沿道サービス施設の建築に関する申立書 ④ 火薬類製造所にあつては、火薬類取締法による許可書の写
10号	地区計画又は集落地区計画区域内の開発行為又は建築行為等	地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合することを説明する書類
11号	市街化区域に隣接する地域内の開発行為又は建築行為等	① 確約書 (様式 38) ② 条例に適合する説明書類

12号	条例で定める開発行為 又は建築行為	(分家住宅)
		(収用対象事業の施行による移転(市街化調整区域の範囲内での移転である場合に限る。))
		(集会所等)
14号	開発審査会の議を経た 開発行為又は建築行為 等	収用対象事業の施行 による移転
		社寺、仏閣、納骨堂 等
		既存事業に従事する 者の住宅、寮等
		敷地の拡張
13号	既存権利行使のための 建築物等	

- ① 分家に関する申立書、土地贈与承諾書(様式11)
- ② 申請人と贈与者等との親族関係を証する書類(戸籍謄本等)
- ③ 申請人が住宅等を所有していないことを証する書類(資産証明書等)
- ④ 市街化調整区域に決定される前に土地を所有していたことを証する書類(土地登記事項証明書)
- ⑤ 本家たる贈与者が市街化調整区域に決定される以前から当該地域に生活の本拠を有することを証する書類(住民票等)
- ⑥ 贈与者が市街化区域内に贈与できる(住宅を建築できる)土地を所有していないことを証する書類(固定資産税名寄帳等)
- ⑦ 確約書(様式38)

- (収用対象事業の施行による移転(市街化調整区域の範囲内での移転である場合に限る。))
- ① 公共事業による建物等移転証明書(様式12)
  - ② 事業実施計画平面図
  - ③ 移転前後の位置を表示した図面
  - ④ 移転対象物件の従前地における配置図
  - ⑤ 移転(拡張)前後対照表(様式13)
  - ⑥ 敷地、予定建築物の規模が同程度を超える場合は、その理由書

- (集会所等)
- ① 地区集会所建設事業計画書(様式14)
  - ② 集会所の管理運営規定
  - ③ 利用対象者の分布を示した図書
  - ④ 市が補助する旨を証する書類(やむを得ない理由により補助できない場合は、この旨を記した書類)

- ① 届出受理証の写
- ② 自己の住居又は業務の用に供する建築物等である旨の念書
- ③ 5年以内に開発行為を完了する旨の念書
- ④ 申請者の職業に関する書類(業務用の場合)
- ⑤ 既存の権利を証する書類

- ① 公共事業による建物等移転証明書(様式12)
- ② 事業実施計画平面図
- ③ 移転前後の位置を表示した図面
- ④ 移転対象物件の従前地における配置図
- ⑤ 移転(拡張)前後対照表(様式13)
- ⑥ 敷地、予定建築物の規模が移転前と同程度を超えることとなる場合は、その理由書

- ① 宗教法人であることを証する書類(法人登記事項証明書)
- ② 檀家、氏子等の分布を示した図書

- ① 住宅、寮等を必要とする旨の申立書
- ② 事業所と申請地の位置を示した図面

- ① 拡張前後の敷地の範囲を表示した図面
- ② 敷地を拡張しなければならない理由書
- ③ 移転(拡張)前後対照表(様式13)



	有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「有料老人ホームの設置運営指針方針」における基準に適合している旨の証明</li> <li>② 管理運営規定</li> <li>③ 市長が承認した旨の証明</li> <li>④ 市街化区域に立地することが困難又は不適當である旨の理由書</li> </ul>
	既存集落内における自己用住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市街化調整区域に決定される前に申請人が当該土地を所有していたことを証する書類（土地登記事項証明書等）</li> <li>② 申請人が市街化区域内に土地を所有していないことを証する書類</li> <li>③ 建築しようとする事情に係る申立書</li> <li>④ 申請人が住宅を所有していないことを証する書類（資産証明書等）</li> <li>⑤ 既存集落の範囲及び主要な公共、公益施設の配置を示した図面</li> </ul>
	大規模既存集落内における自己用住宅等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 大規模既存集落内に申請地等がある旨を表示した図面</li> <li>② 公営住宅以外にあっては、線引き以前より居住している旨の証明（住民票等）</li> <li>③ 自己用住宅にあっては、現在住居等を所有していないことを証する書類（資産証明書等）及び住宅を建築しなければならない理由書</li> <li>④ 分家住宅にあっては以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・分家に関する申立書、土地贈与承諾書（様式 11）</li> <li>・申請人と贈与者等との親族関係を証する書類（戸籍謄本等）</li> <li>・住宅等を所有していないことを証する書類（資産証明書等）</li> <li>・贈与者が市街化区域内に贈与できる土地を所有していないことを証する書類（固定資産税名寄帳等）</li> <li>・確約書（様式 38）</li> </ul> </li> <li>⑤ 小規模な工場等にあっては、新規に事業を営む理由書</li> <li>⑥ 公営住宅にあっては、入居対象者の範囲を記した計画書</li> </ul>
	地域振興を図る市町村における技術先端型業種工場	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 製造品の内容を説明する資料</li> <li>② 市街化区域に適地がないことを説明する書類</li> <li>③ 市街化調整区域に立地する必要があることを説明する書類</li> </ul>
	指定沿道等における大規模流通業務施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定区域内に申請地がある旨を表示した図面</li> <li>② 市街化区域に適地がないことを説明する書類</li> </ul>
	介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請地に近接する協力病院の位置を示した図面</li> <li>② 立地を予定している地域の要介護老人数等を踏まえて見込まれるその地域の需要を考慮した規模であることを明示した事業計画書</li> <li>③ 市街化区域に適地がないことを説明する書類</li> </ul>
	既存の権利を期限内に行使できなかった者に係る自己用住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 届出受理証の写</li> <li>② 既存の権利を期限内に行使できなかったことに関する理由及び経過を記載した書類</li> </ul>
	農家住宅から一般専用住宅への用途変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 既存建築物が適法であることを証する書類</li> <li>② 農林漁業等を廃業するにやむを得ない理由書</li> </ul>
	農家民宿	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業計画書</li> <li>② 農林事務所長（又は水産事務所長）の発行する農林漁業体験民宿業の確認書</li> </ul>

災害危険区域等に存する建築物の移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業施行者の発行する証明書又は行政庁の発する勧告書、命令書等の写</li> <li>② 移転前後の位置を表示した図面</li> <li>③ 移転対象物件の従前地における配置図</li> </ul>	
公共公益施設	<p>(社会福祉施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 近隣に存する医療施設、社会福祉施設等と連携することが必要であること等、立地する理由を明示した事業計画書</li> <li>② 市街化区域に適地がないことを説明する書類</li> <li>③ 設置及び運営が厚生労働省の定める基準に適合していることを証する書類</li> <li>④ 市の福祉施策の観点から支障がない旨、市担当課の意向を証する書面（協議書等）</li> </ul> <p>(医療施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請地に立地する理由を明示した事業計画書</li> <li>② 設置及び運営が厚生労働省の定める基準に適合していることを証する書類</li> <li>③ 市の医療施策の観点から支障がない旨、市担当課の意向を証する書面（協議書等）</li> </ul> <p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請地に立地する理由を明示した事業計画書</li> <li>② 市街化区域に適地がないことを説明する書類</li> <li>③ 市の文教施策の観点から支障がない旨、市担当課の意向を証する書面（協議書等）</li> </ul>	
東日本大震災被災者の市街化調整区域への移転等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 移転前建築物が全壊した旨の罹災証明書</li> <li>② 現地での建替えが困難な理由書</li> <li>③ 移転前建築物が適法であることを証する書類</li> </ul>	
既存建築物の用途変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 用途変更するやむを得ない理由書</li> <li>② 用途変更後の使用方法を説明する書類</li> <li>③ 用途変更前の使用期間を明らかにする書類</li> <li>④ 既存建築物が適法であることを証する書類</li> </ul>	
農産物直売所	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農林漁業等を営む者又は農林漁業に関する団体等であることを証明する書類</li> <li>② 事業計画書</li> </ul>	
太陽光発電設備又は風力発電機の付属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業計画書</li> <li>② 付属施設が事業を行う上で必要不可欠であることを説明する書類</li> <li>③ 施設及び敷地の規模が過大でないことを説明する書類</li> </ul>	

(別表2) 開発許可申請添付図書一覧表

- A 自己用住宅
- B 自己業務用(建築物等)
- C その他の建築物等
- D 国県市等

〈書 面〉

(※印は様式の定められているもの)

△は1ha以上適用あり

添付 順序	図書の名称	法 令	明 示 す べ き 事 項	注 意 事 項	A	B	C	D
1	開発許可申請書 Dの場合は 開発行為協議書 (※)	法30 規則15 法34-2		・申請者等の電話番号を記入すること ・他の法令による許認可等を要する場合には、その手続状況を記入すること	○	○	○	○
2	設計説明書 (※)	規則16-2	(開発の目的、必要性等を簡述すること)	・工区に区分したときは工区別の内訳表を作成すること	×	○	○	○
3	法第34条各号に該当することを表す書類	規則15-(3)		・市街化調整区域内の開発許可申請時に必要	○	○	○	○
4	開発行為同意書 ①公図の写 ②土地登記簿謄本 ③同意書(※)	規則17-1-(3)	①開発区域を朱線で明示のこと ②権利の種別(所有権、地上権、地役権、抵当権、賃貸権等)	・備付法務局名、方位、縮尺、転写月日を明記し転写者が記名捺印すること ・開発区域若しくは開発行為に関する工事をしようとする土地又は建築物等につき権利を有する者の同意を得ること	○	○	○	○
5	公共施設管理者の同意書(※)	法30-2		・開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得ること(道路管理者、河川管理者、農業用水路管理者等)	○	○	○	○

添付 順序	図書の名称	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C	D
6	公共施設予定管理者との協議書 (※)	法30-2		・新たに設置される公共施設を管理することとなる者と協議すること (上記の外20ha以上の開発行為については、義務教育施設の設置義務者、水道事業者、40ha以上にあつては一般電気事業者、ガス事業者、地方鉄道事業者、軌道経営者と協議すること)	○	○	○	○
7	設計者の資格を証する書類 (※)	規則17-1-(4)		・最終学校卒業証明書等を添付のこと	△	△	△	△
8	資金計画書 (※)	規則15-(4)	預金残高証明書、融資証明書等		×	△	○	×
9	申請者の資力信用調書 (※)	法33-1-(12)	納税証明書 (法人税又は所得税及び事業税)	・申請者が法人の場合、法人の登記簿謄本とする	×	△	○	×
10	工事施行者の工事能力調書 (※)	法33-1-(13)	①登記簿謄本 ②建設業許可証明書又は建設業許可書の写		×	△	○	×

〈図 面 等〉

添付 順序	図書の名称	縮 尺	法 令	明 示 す べ き 事 項	注 意 事 項	A	B	C	D
1	開発区域位置 図	$\frac{1}{50,000}$ 以上	規則17- 1-(1) 規則 17-2	①開発区域の位置 ②主要交通機関からの 経路、名称 ③主要道路の名称 ④排水先の河川への経 路、名称 ⑤周辺の都市施設	・1/25,000の都市計 画総括図のある区域 はそれによること	○	○	○	○
2	開発区域区域 図	$\frac{1}{2,500}$ 以上	規則17- 1-(2) 規則 17-3	①開発区域、都道府県 界、町又は字界、都市 計画区域界 ②土地の地番及び形状	・1/2,500の都市計 画図のある区域はそ れによること ・開発区域は朱線で 明示すること（以下 の図面も同じ）	○	○	○	○
3	現 況 図	$\frac{1}{2,500}$ 以上	規則 16-4	①地形（標高差を示す 等高線、建築物及び既 存擁壁等の工作物の位 置及び形状） ②開発区域の境界 ③開発区域及び開発区 域の周辺の公共施設 （道路、公園、緑地、 広場、河川、水路、取 水施設、その他公共施 設並びに官公署、文教 施設その他公益施設の 位置及び形状、道路の 幅員、道路交差点の地 盤高、河川又は水路の 幅員） ④令第28条の2第1号 に規定する樹木又は樹 木の集団の状況 （位置） ⑤令第28条の2第2号 に規定する切土又は盛 土を行う部分の表土の 状況（位置）	・等高線は2mの標 高差を示すものであ ること ・樹木若しくは樹木 の集団又は表土の状 況にあつては、規模 が1ha以上の開発行 為について記載する こと	○	○	○	○
4	求 積 図	$\frac{1}{500}$ 以上		①開発区域求積図 ②新旧公共施設求積図 ③区画割求積図	・求積方法は三斜法 等として算式も明示 すること	○	○	○	○

添付 順序	図書の名称	縮尺	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C	D
5	土地利用計画図	$\frac{1}{1,000}$ 以上	規則 16-4	①開発区域の境界 ②公共施設の位置及び形状（公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへの位置、開発区域外の道路の位置、形状及び幅員、排水施設の位置、形状及び水の流れる方向、都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称、消防水利、河川その他の公共施設の位置及び形状、遊水池（調整池）の位置及び形状（多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用の区分） ③予定建築物等の敷地の形状及び面積 ④敷地に係る予定建築物等の用途  ⑤公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積 ⑥樹木又は樹木の集団の位置 ⑦緩衝帯の位置、形状及び幅員 ⑧法面（がけを含む）の位置及び形状、擁壁の位置及び種類	・凡例ごとに着色することが望ましい	○	○	○	○
6	造成計画平面図	$\frac{1}{1,000}$ 以上	規則 16-4	①開発区域の境界 ②切土又は盛土をする土地の部分 ③擁壁の位置、種類及び高さ、法面（がけを含む）の位置及び形状 ④道路の中心線、延長、幅員、勾配、及び交差点の計画高 ⑤遊水池（調整池）の位置及び形状 ⑥予定建築物等の敷地の形状及び計画高	・切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときはその部分を図示すること。 ・現況図を利用して作成すること。	○	○	○	○
7	造成計画断面図	$\frac{1}{1,000}$ 以上	規則 16-4	①開発区域の境界 ②切土又は盛土をする前後の地盤面 ③計画地盤高	・高低差の著しい箇所について作成すること	○	○	○	○

添付 順序	図書の名称	縮尺	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C	D
8	がけの断面図	$\frac{1}{50}$ 以上	規則 16-4	①がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ） ②切土又は盛土をする前の地盤面 ③小段の位置及び幅 ④がけ面の保護の方法（石張り、張り芝、モルタル吹きつけ等）	・切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超えるがけ又は切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけについて作成すること	○	○	○	○
9	擁壁の構造図	$\frac{1}{50}$ 以上	規則 16-4	①擁壁の寸法及び勾配 ②擁壁の材料の種類及び寸法 ③裏込めコンクリートの寸法 ④透水層の位置及び寸法 ⑤擁壁を設置する前後の地盤面 ⑥基礎地盤の土質 ⑦基礎くい位置、材料及び寸法 ⑧展開図	・鉄筋コンクリート擁壁のときは配筋図が必要	○	○	○	○
10	排水施設計画 平面図	$\frac{1}{500}$ 以上	規則 16-4	①開発区域の境界 ②排水区域の区域界 ③遊水池（調整池）の位置及び形状 ④都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称 ⑤道路側溝その他の排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法及び勾配 ⑥排水管の勾配及び管径 ⑦人孔の位置及び人孔間距離 ⑧水の流れる方向 ⑨吐口の位置 ⑩放流先河川又は水路の名称、位置及び形状 ⑪予定建築物等の敷地の形状及び計画等  ⑫道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 ⑬法面（がけを含む）又は擁壁の位置及び形状	・集水区域を明示のこと	○	○	○	○

添付 順序	図書の名称	縮尺	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C	D
11	排水施設構造図	$\frac{1}{50}$ 以上	法33-3 令26	①排水施設構造詳細図 ②開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水樹吐口等		○	○	○	○
12	流末水路構造図	$\frac{1}{50}$ 以上	法33-3 令-26	①放流先の水路、河川の構造詳細図（常水面も表示のこと） ②放流口の排水施設の構造詳細図	・遊水池等の場合はその構造	○	○	○	○
13	道路横断面図	$\frac{1}{100}$ 以上	令25-2 ～ 25-5	①路面、路盤の詳細 ②道路側溝の位置、形状、寸法 ③雨水樹及び取付管の形状 ④埋設管の位置、勾配、形状及び人孔の形状 ⑤道路横断勾配 ⑥幅員	・道路、幅員、構造別に表示すること	○	○	○	○
14	道路縦断面図	$\frac{1}{500}$ 以上	規則 24-3	①測点、勾配 ②計画等、地盤高 ③単距離、追加距離 ④道路記号 ⑤基準線	・幹線街路及び主要区画街路について作成すること	○	○	○	○
15	防災工事計画平面図	$\frac{1}{1,000}$ 以上	令26-2	①地形（等高線等） ②計画道路路線 ③防災施設の位置、形状、寸法、名称 ④段切位置 ⑤表土除却位置 ⑥へドロ除却位置、除却深さ ⑦流土計画 ⑧工事中の雨水、排水系路 ⑨防災施設の設置時期及び期間	・開発区域が10ha以上の場合は、防災設計図を別途作成すること	○	○	○	○
16	防災施設構造図	$\frac{1}{50}$ 以上	令26-2	防災施設構造詳細図	・防災調節池、調整池、沈砂池等防災施設について作成すること	○	○	○	○
17	給水施設計画平面図	$\frac{1}{50}$ 以上	規則 16-4	①給水施設の位置、形状、内のり寸法 ②取水の方法 ③消火栓の位置 ④予定建築物等の敷地の形状及び計画高	・排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい	×	○	○	○
18	下水道縦断面図	$\frac{1}{500}$ 以上	令26-2	①人孔の種類、形状、位置、間隔 ②配水管の勾配、管径、土被、管低高 ③地盤高、計画地盤高	・道路縦断面図と兼ねてもよい	○	○	○	○



添付 順序	図書の名称	縮尺	法令	明示すべき事項	注意事項	A	B	C	D
19	電気施設等計画平面図	$\frac{1}{500}$ 以上	規則 20の2	①電柱、電話柱等の位置、配線 ②ガス基地の位置、配管	・電柱は道路面に設置しないこと ・電気供給者、NTT、ガス供給者と協議のうえ作成すること	×	○	○	○
20	構造計算書		規則27		・鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁、その他橋梁等の構造物を設置するとき ・国土交通省及び福島県の図集使用のときはその写し	○	○	○	○
21	安定計算書		規則27		・擁壁で保護しないがけ等について作成すること	○	○	○	○
22	水利計算書		令26		・排水施設、下水道施設、防災施設等について作成すること	○	○	○	○
23	工程表				・梅雨期にかかる工事については特に詳細に記入すること	×	○	○	○
24	予定建築物等の立面図及び平面図	$\frac{1}{100}$ 以上	法33-1 -1	建築物等の用途		○	○	○	○
25	その他の公共、公益施設計画平面図	$\frac{1}{100}$ 以上	法33-1 -2		・公園、造成緑地等について作成すること	×	○	○	○
26	境界確認図				・開発区域が公共用財産の用地等と接する場合に作成すること	○	○	○	○
27	その他必要に応じ指示する図書				・残土処理場等	○	○	○	○

(※ 申請図書の凡例については、別表によること)